

〈研究ノート〉

商標の称呼類似の判断に与える「有声・無声」と 「清音・濁音」の差異の影響

須賀 総夫

キーワード：商標，称呼類似，有声・無声，清音・濁音・半濁音，ハ行音

1. 「称呼類似」について

ある商標から導き出される「称呼」(appellation 端的には発音)が他の商標のそれと類似するか否かに関する「称呼類似」の問題は、先登録の商標との類否や商標権侵害の有無に関して重要である。そこで筆者は、登録の実務を行なっている特許庁の実務において、称呼類似がどのような基準で判断されているか、特許庁が出した「審決」を資料として調査している。

今回は、称呼において相違する音節が無声・有声の対立のある、カ行・ガ行、サ行・ザ行、タ行・ダ行の対応する(母音を同じくする)音節である場合、および伝統的な清濁の区別のあるハ行・バ行・パ行について、平成1年～20年9月の期間に出た特許庁の審決類(拒絶査定不服審判および登録無効審判の審決、登録異議申立に対する決定)を対象として調べた。

2. 有声・無声と清音・濁音・半濁音

五十音図の「カ行」「サ行」「タ行」における伝統的な「清音」「濁音」という区分は、音声学的に、それぞれ有声・無声の関係に対応している。ところが、この対応関係は、「ハ行」「バ行」「パ行」の間では成立していない。すなわち、「バ行」の子音 [p] と「パ行」の子音 [b] は、ともに両唇破裂音で、前者は無声、後者は有声という差異があるところ、伝統的な区分では、無声音のハ行=清音、これも無声音のパ行=半濁音、有声音のバ行=濁音、という関係であり、音声学的には本来関係のないハ行とバ行とが、清濁の関係に立つ。「ハ行」の音は、調音位置が「ハ・ヘ・ホ」は喉、「ヒ」が硬口蓋、「フ」が両唇とさまざまであるが、いずれも調音方法は摩擦音である。

このような関係にある場において、ハババ各行の音節の差異が称呼類似に与える影響は、純粋に無声・有声という音声学的な対立だけを考えればよいのか、それとも「清音」「濁音」「半濁音」という伝統的な観念もやはり考慮しなければならないのか、という問題を追及した。比較のため、カサタ各行における有声・無声の対立が称呼類似に及ぼす影響も調べた。

3. 結 論

1) 一般に、有声・無声の対立が称呼類似に与える影響は、非類似率の順に、つぎのようになる。

t/d (タ行/ダ行) : 24%, s/z (サ行/ザ行) : 22%, k/g (カ行/ガ行) : 21%

この数値には、摩擦音と破裂音という調音方法の差や、調音位置の差が影響していると理解されるが、大した差はない。いずれもあまり高い値ではないから、有声・無声の差は、称呼の類否を決定的に分けるものではない。

- 2) 一方、二つの称呼の間に [p] と [b] の差異があった場合の非類似率は、16%とさらに低く、それらの称呼は相互に類似とされることが多い。パ行およびバ行の音は、音声的には聴き分け易いと思われるが、音韻的な観点、/p/と/b/とはそうでなく、パ行音とバ行音とは容易に交替すると考えられる。
- 3) /p/と/b/の距離、つまり「半濁音」と「濁音」の距離が近いのと対照的に、/h/と/b/の間で非類似とされる率は47%、/h/と/p/の間では29%と高く、他の有声・無声の対立に比べて大きい。要するに、ハ行からみて、パ行との距離はある程度あり、バ行との距離はそれよりやや大きくなる。
- 4) しかし、音節を構成する子音の相違が、有声・無声ないし、清音・半濁音・濁音という関係でない場合の非類似率は、概して上記の数値より高い。この事実にもとづけば、伝統的な音韻感覚は依然として残っている。
- 5) ハババ各行に共通な現象として、イ段音において非類似率が高いこと、多くの場合は非類似率が高い相違音の位置は、語頭—語尾—語中の順であるが、ハババ行においては語頭の非類似率が案外低いこと、が目される。

		代 表 例 ⁽¹⁾	語頭 ⁽²⁾	語中 ⁽²⁾	語尾 ⁽²⁾	非類似率 ⁽³⁾
パ行 バ行	パ・バ	パイロン = パイロン	3 : 21	3 : 13	1 : 3	16%
	ピ・ビ	アピス × アビス	5 : 14	3 : 11	0 : 1	31%
	プ・ブ	ブレイン = ブレイン	1 : 8	2 : 8	—	16%
	ペ・ベ	ベストガード = ベストガード	0 : 7	0 : 5	—	0%
	ポ・ボ	コンボ × コンボ	0 : 7	0 : 4	1 : 5	6%
			8/57	8/31	2/9	16%
ハ行 バ行	ハ・バ	ハロッズ × バロッズ	1 : 2	—	—	33%
	ヒ・ビ	ヒップス × ビップス	3 : 1	—	—	75%
	フ・ブ	リライフ = × リライブ ⁽⁴⁾	7 : 1	2 : 11	2 : 2	44%
	ヘ・ベ	ヘルツ × ベルツ	1 : 0	—	—	100%
	ホ・ボ	キョクホー = キョクボー	1 : 0	—	0 : 1	50%
			12/4	2/11	2/3	47%
ハ行 パ行	ハ・パ	ハプロン = パプロン	1 : 3	—	—	25%
	ヒ・ピ	ヒロン × ピロン	1 : 1	1 : 1	—	50%
	フ・ブ	オフコ = オブコ	2 : 6	1 : 4	1 : 0	28%
	ヘ・ベ	—	—	—	—	—
	ホ・ボ	ハイホ = ハイボー	—	—	0 : 2	0%
			4/10	2/5	1/2	29%

〈注〉

- (1) 実際の商標はラテン文字で構成されることが多いが、表には称呼だけをカタカナで記した。
- (2) 「語頭」「語中」「語尾」は相違する音節の位置。
- (3) 「非類似率%」は、二つの称呼が非類似とされる率を、非類似とされた事例の数が、類似とされた事例の数との合計に占める割合であらわした値。
- (4) 類似、非類似の二様の審決がある。

参考文献

㈱パテントジャパン『商標類否叢集』第66号(2009)